

○経済産業省令第三十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条の規定に基づき、輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年八月十三日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸入貿易管理規則の一部を改正する省令

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特別の承認の申請手続）</p> <p>第二条の四 経済産業大臣は、必要があるときは</p>	<p>〔新設〕</p>

令第四条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第二条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

附 則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。